

大田区諮問第 116 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 8 月 8 日付け 6 〇〇発第 〇〇号によって行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、相当である。

2 請求対象情報

〇〇課が運用している車両「品川 800 ○ 〇〇〇〇」の令和 6 年 7 月 24 における車載ドライブレコーダーの映像及び音声（以下「本件公文書」という。）

3 審査の経過

令和 7 年 2 月 12 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
令和 7 年 3 月 18 日 審査した。

4 事実の経過

審査請求人は、令和 6 年 7 月 26 日、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、本件公文書の開示請求を行った。同年 8 月 8 日、実施機関は、本件公文書については、開示することにより、不特定多数の個人が識別されるとして、条例第 9 条第 2 項第 1 号に該当するという理由を付して、公文書不開示決定を行った（本件処分）。同年 11 月 5 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

5 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

（1）審査請求の理由

実施機関は、不開示理由として、「ドライブレコーダーの映像及び音声は、個人に関する情報で、開示することにより不特定多数の個人が識別されるため」とするが、何をもって不特定多数の個人が識別されるのか、まったく説明がない。また、映像加工を施すことにより一部開示とする方法も検討されていない。

仮に、不特定多数の車のナンバープレートなどが映り込んでいたとしても、現在、自動車のナンバープレートからは、一般には所有者等の情報が開示されない仕組みであり、個人は識別されない。

また、不特定多数の人物が映り込んでいたとしても、ぼかしなど映像に

加工を施すことで、部分開示を行うことは可能である。映像加工は、以前のように高額の特許機器がないとできないという状況ではなく、現在ではスマートフォン等でも簡便に行うことができる。

加えて、当該映像を〇〇警察署において交通課の係官立合いの下で視聴した際には、不特定多数の個人は確認されなかった。

以上の理由により、本件公文書を不開示とする合理的理由は見当たらないから、本件処分は不当であり、取り消されるべきである。

(2) 実施機関の弁明に対する反論

本件開示請求では、不特定多数の個人の情報を開示することを請求しているものではなく、実施機関は論理のすり替えを行っている。〇〇警察署で本件公文書を視聴した限りでは、実際には数人にも満たない記録がされているだけであり、姑息な手法で審査請求人を惑わそうとするものである。

本件公文書は、技術的には部分開示が可能であるにもかかわらず、行政としてそうした措置を施すことなく、「個人情報」を錦の御旗に公開を拒否することは許されない。

本件処分は、日本国憲法第 21 条で保障された表現の自由及び知る権利に背馳する不当なものである。

6 実施機関の弁明の要旨

本件公文書であるドライブレコーダーには、複数名の個人の顔及び音声並びに自動車のナンバープレートなど、特定の個人を識別することができる情報が記録されている。これらの情報は、条例第 9 条第 2 項第 1 号の不開示事由に該当する情報であり、また、例外として定められた同号ア、イ及びウには該当しない。

本件公文書にぼかしなどの加工を施すことは、技術的には不可能ではないが、その費用を考えると現実的ではない。

本件処分は、条例に基づく適法かつ正当な判断の下に行われたものである。

7 審査会の判断

(1) 条例第 9 条第 2 項第 1 号の該当性について

条例第 9 条第 2 項第 1 号は、「個人に関する情報……であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開

示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができる旨を規定している。

その趣旨は、個人の尊厳を守るという観点から、個人に関する情報を最大限に保護するため、個人に関する情報が記載された公文書は不開示とすることができるとしたものと解される。

そこで、審査会において本件公文書について見分したところ、本件公文書は合計 6 分間に及ぶドライブレコーダーの映像及び音声の記録であり、その中には、道路を通行する人（自転車に乗る者を含む。）の顔及び声並びに道路を通行する自動車のナンバープレートなど、特定の個人を識別することができる情報が記録されていることが認められた。これらの内容が公開されれば、記録されていた個人の権利利益を明らかに害することが認められる。

なお、条例第 9 条第 2 項第 1 号ア、イ及びウは、例外的に開示することとする情報について規定しているところ、本件公文書に記録された個人に関する情報は、同号ア、イ及びウのいずれにも該当しないことが確認された。

(2) 条例第 11 条の部分開示について

ところで、条例第 11 条は、実施機関に対し、開示の請求に係る公文書に不開示情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、分離したことにより開示の請求の趣旨が失われることがないと認めるときは、不開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示するものとすることを定めている。

審査請求人は、本件公文書について、ぼかしなど映像及び音声に加工を施すことで部分開示を行うことは可能である旨主張しているところ、この主張は条例第 11 条に係るものであると解されるので、以下において検討する。

たしかに、現在の映像及び音声の技術をもってすれば、道路を通行する人の顔及び声並びに道路を通行する自動車のナンバープレートなど、特定の個人を識別することができる情報（これには、審査請求人自身の映像及び音声も含まれる。）に対して、ぼかしなどの加工を施すことにより特定の個人の識別を難しくした上でその映像及び音声を部分開示することは、技術的には不可能ではないと考えられる。

しかし、その一方で、ぼかしなどの加工を除去するなどして再び特定の個人の識別を可能とする技術も長足の進歩を遂げており、ぼかしなどの加工が除去されないように厳重な安全措置を施した上でその映像及び音声を

部分開示するためには、専門の事業者に委託するなど、高額のコストを要するものと認められる。このことに鑑みれば、本件公文書に記録された情報は、「不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ」るものとは認められず、条例第 11 条の要件を充足しないと判断される。

また、審査会において本件公文書について見分したところ、ドライブレコーダーの映像のうち、特定の個人の識別に繋がる部分についてぼかしなどの加工を施した場合には、映像の大部分がぼかしで占められることになり、仮にその開示を認めたとしても、意味をなさない映像になることが認められた。また、音声についても、全編にわたってこれを除去する必要性が認められた。つまり、仮に特定の個人の識別を困難にする加工を施した場合、本件公文書は、「分離したことにより開示の請求の趣旨が失われる」こととなり、やはり条例第 11 条の要件を充足しないものと判断される。

(3) 結論

したがって、本件公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 上 松 信 雄

委員 浦 岡 由美子